

ペットフード安全法の施行の状況

平成26年3月3日

環 境 省

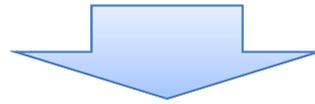
農林水産省

目次

1. ペットフード安全法の施行状況の検証
2. ペットフード安全法の概要
3. 基準・規格の設定
4. ペットフード安全法の周知
5. 指導及び立入検査
6. 安全関連情報の収集・提供
7. 事業者による自主的な取組
8. 飼い主への普及啓発
9. 今後の対応方向

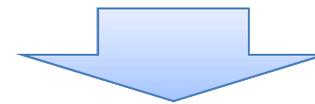
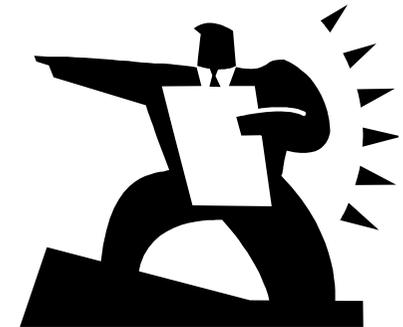
1. ペットフード安全法の施行状況の検証

平成20年6月にペットフード安全法を制定



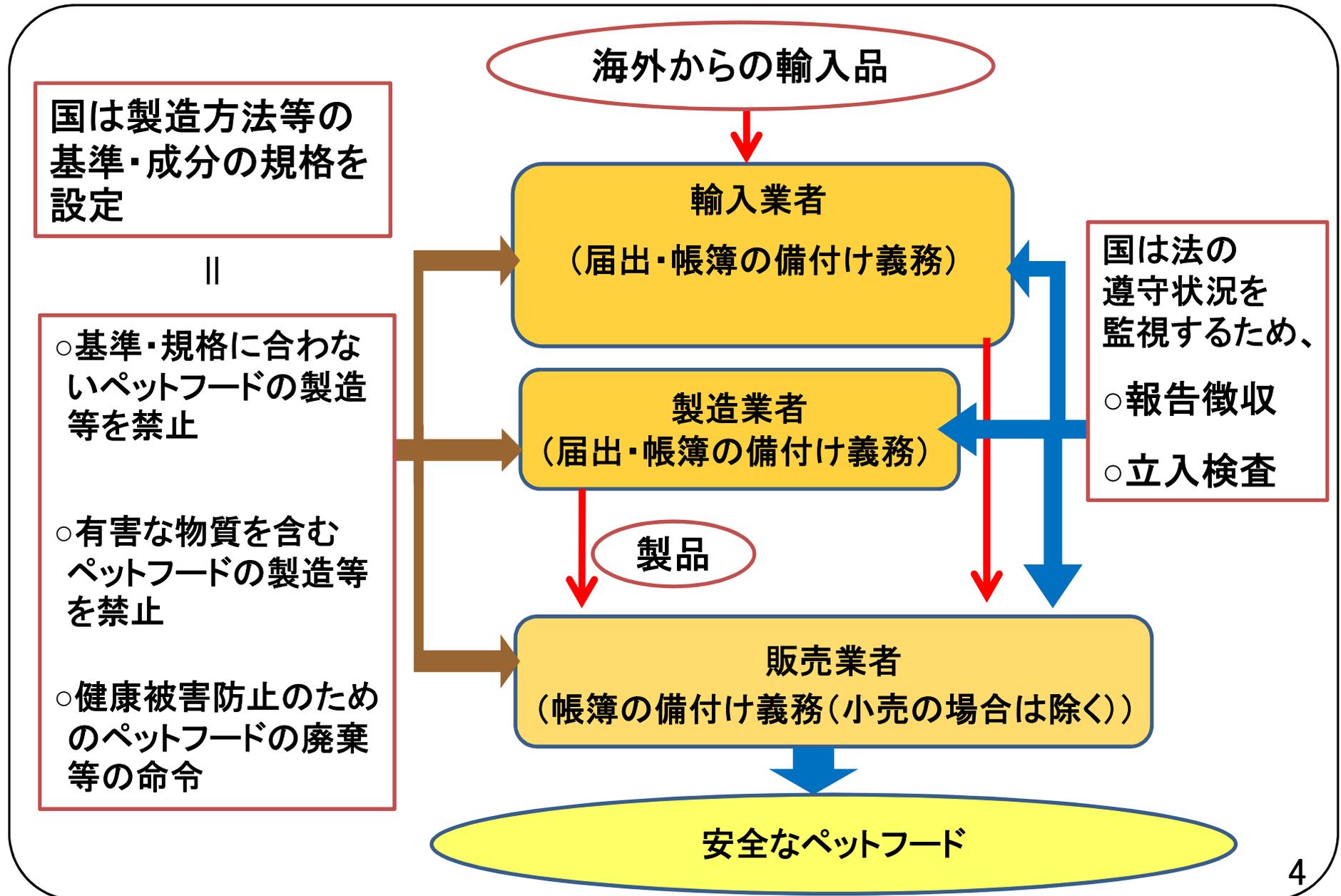
ペットフードの安全を確保するため、

- ・基準・規格の設定
- ・ペットフード安全法の周知
- ・事業者への指導及び立入検査
- ・飼い主への普及啓発 等を実施



附則第4条に基づき、法の施行後5年を経過した場合、法の施行の状況を検証

2. ペットフード安全法の概要



3. 基準・規格の設定

(1)「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」により、次の基準・規格を設定(一部は予定)

- 成分規格(18項目)
 - 添加物(2)、農薬(5)、かび毒(2)、
重金属等(3)、有機塩素系化合物(5)、
その他(1)
- 製造の方法の基準(3項目)
- 表示の基準(5項目)



基準等の設定に関する基本的な考え方①

【愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(抄)】 (基準及び規格)

第5条 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から、農林水産省令・環境省令で、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めることができる。



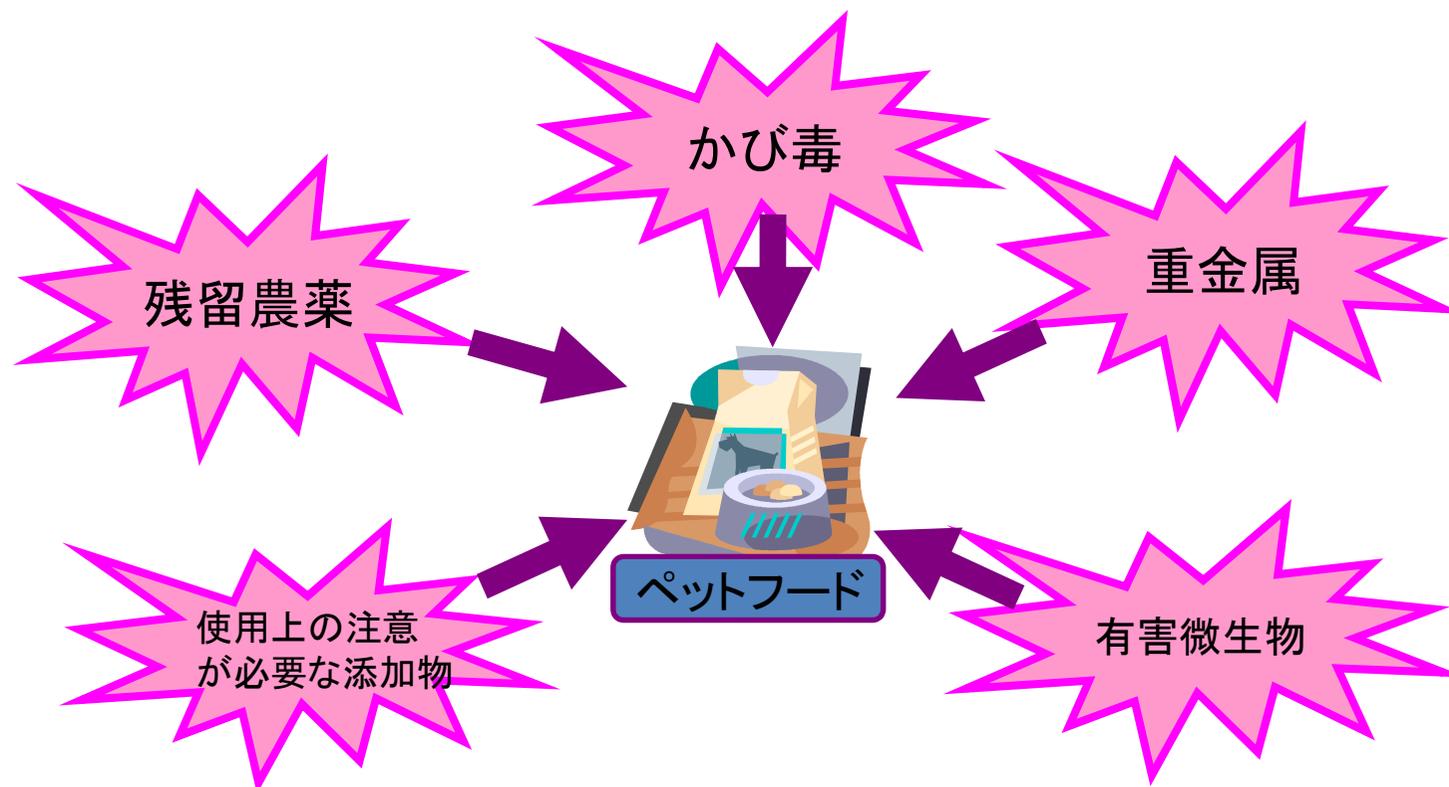
ペットの飼い主向けに販売され、広域流通する可能性のある犬用及び猫用ペットフードについて、基準・規格を設定

基準等の設定に関する基本的な考え方②

1. ペットに対する健康影響要因を特定するため、次のような事項を考慮
 - ① ペットフードによるペットの被害事例の有無
 - ② ペットフードに使われる原料の汚染状況
 - ③ ペットに対する健康影響の強さ
 - ④ 諸外国における規制状況
2. 動物の生命及び健康の保護のための措置をとる場合は、科学的な原則に基づくことが国際的なルール

基準等の設定に関する基本的な考え方③

3. 関連する科学的知見を収集し、健康に影響を与える可能性の高い要因を特定
4. 安全性を損なう問題などを考慮し、次の5つのカテゴリーについて、基準・規格を設定



基準等の設定に関する基本的な考え方④

5. 製品のタイプごとに水分含量が異なるが、基準値の水分含量は、最も一般的なドライタイプの値を参考にして、10%として設定
6. 国内の科学的データが十分でない場合は、諸外国(特に米国、EU)で設定・運用されている基準値等を参考に、暫定的な指導基準の設定等によって対応
7. 基準・規格の設定後も、科学的知見の収集に努め、新たな知見が得られた場合は、専門家の意見を聴きながら見直しを検討

成分規格を設定した物質

分類	物質等	上限値(μg/g)	
添加物 (2項目)	エトキシキン・ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)・ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	150(合計量)犬用にあつては、エトキシキン75μg/g以下	
	亜硝酸ナトリウム(審議中)	100	
農薬 (5項目)	クロルピリホスメチル	10	
	ピリミホスメチル	2	
	マラチオン	10	
	メタミドホス	0.2	
	グリホサート	15	
汚染物質	かび毒 (2項目)	アフラトキシンB ₁	0.02
		デオキシニバレノール	2(犬用), 1(猫用)
	重金属等 (3項目)	カドミウム	1
		鉛	3
		砒素	15
	有機塩素系化合物 (5項目)	BHC (α-BHC,β-BHC,γ-BHC及びδ-BHCの合計量)	0.01
		DDT(DDD及びDDEを含む)	0.1
		アルドリン・ディルドリン(合計量)	0.01
		エンドリン	0.01
		ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド(合計量)	0.01
その他(1項目)	メラミン(審議中)	2.5	

製造の方法の基準

分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

成分規格に関する個別の検討

1. 基本的な考え方に基づき、専門家の意見を聴きながら、成分規格、製造に関する基準及び表示の基準を設定
2. 検討した成分規格のうち、ソルビン酸は毒性が低く、通常の使用量ではペットの健康に影響はないと考えられることから基準値は不要との結論
3. 農材審飼料分科会飼料安全部会において、水銀は被害事例の報告はないが、健康被害の情報や科学的知見の収集及び製品の実態調査を継続するとともに、適切な製造管理を徹底すべきとの結論
4. 農材審飼料分科会飼料安全部会において、メラミンは、基準・規格を設定する予定ではなかったが、状況の変化(コーデックスでの基準値の設定等)に対応し、基準値を設定するとの結論

(参考)ソルビン酸の特性

1. 細菌類、カビ、酵母に極めて広い抗菌作用を示すことから、保存効果を目的に世界中で広く使用されている
2. 我が国においては、食品添加物(保存料)に指定されている
3. ペットフード中のソルビン酸によるペットの健康被害は確認されていない

(参考) 添加物の基準値設定に関する考え方

1. 添加物は、製造時に期待される効果を得るために、意図的に使用するものであり、その量をコントロールすることが可能
2. 一部の添加物については、適正な量を超えて使用・摂取された場合、ペットの健康に影響を及ぼすおそれ
3. 使用実態からペットフード中の添加物の使用または残留の基準(上限値)を設定する、あるいは製造で用いてはならない等の製造基準を設定
4. 基準の設定に当たっては、添加物のペットに対する安全性に関するデータとともに、期待される効果を発揮するための必要量も考慮

(参考)ソルビン酸の使用実態及び基準値案

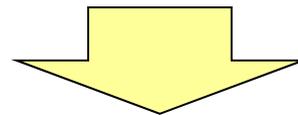
1. 全ての種類のペットフードに保存料として使用されている
2. ペットフードは加熱等により微生物の汚染を防ぎながら製造されており、必要以上にソルビン酸が使用されるものではない
3. 毒性試験において異常は認められず、健康影響を認める最小摂取量が確認できていない
4. ペットフード中のソルビン酸によるペットの健康被害は確認されていない
5. ソルビン酸の毒性は低いことが明らかであり、通常の製造に使用する量ではペットの健康に影響しないと考えられるため、基準値は設定しない

水銀の特性

1. 自然由来が多く、環境への主な供給源は地殻からのガス噴出や化石燃料の燃焼などの産業活動
2. 水銀を含む主な原料は魚介類であり、そのほとんどがメチル水銀として存在
3. メチル水銀は食物連鎖を通じて生物濃縮されることから、食物連鎖の上位に位置する魚や同じ魚種でもサイズの大きな魚ほど含有量が高い傾向
4. 現時点では健康被害の報告はないが、ペットにおいて、メチル水銀で考慮すべき毒性は、神経への影響

(参考)汚染物質の基準値設定に関する基本的な考え方

1. ペットフード中の汚染物質の実態調査を実施
2. 実態調査に基づきペットフードの基準値案を設定し、基準値案から摂取量を算定
3. 毒性データ等の科学的知見からペットの健康に影響のない毒性学的許容量を算定
4. 汚染物質の摂取量が毒性学的許容量の8割以下であることを確認



健康被害の報告がなく、現状で情報が不足している場合は、別のリスク管理措置を検討

水銀の実態調査の結果

1. 実態調査の結果、魚類を原料に含む製品以外は、水銀をほとんど含有しない
2. ウェットフードのごく一部の製品について、他の製品と比べると比較的高い値のロットが一部認められたが、継続して高い値は示さなかった
3. なお、高かった要因としては、水銀含量の高い原料が一時的に使用されたためと考えられる

水銀のリスク管理措置

1. 現時点では、健康被害の報告もなく、実態調査の結果から、ペットの健康に影響を及ぼしている可能性は低いと考えられる
2. 栄養バランスに配慮し、正しい与え方をするよう普及啓発を進めるとともに、引き続き、製品の安全を確保するため、事業者による以下の取組を推進

- 水銀含有量の高い可能性のある原料を使用する製品の実態調査及び適切な製造管理の徹底
- 飼い主、動物病院(獣医師)及び事業者からの健康被害の情報収集
- 科学的知見の収集

表示の基準

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、ペットフード安全法により、以下の5つの事項については表示を義務化

① 名称

犬用又は猫用であることがわかるような一般的な名称

② 原材料名

原則として使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載。実行可能性を考慮し、穀類、魚類等の分類名による表示も認める。

③ 賞味期限

定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限

④ 製造業者、輸入業者及び販売業者の氏名又は名称及び住所

事業者名は、事業者の種別(製造者、輸入者又は販売者)と名称を表示

⑤ 原産国名

最終加工工程を完了した国

表示の例



「ペットフード安全法」に基づく表示

- ① 名称
- ② 賞味期限
- ③ 原材料名
- ④ 原産国名
- ⑤ 事業者名・住所

■成犬用総合栄養食
■内容量：3kg
■与え方：成犬体重1kgあたり1日00gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
■成分：粗たん白質18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料名：穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(かぼちゃ、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)
■原産国名：日本
■製造業者：ABCペットフード株式会社
〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇町 1-2-3
■賞味期限：袋の底に年月で印字(最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

「ペットフード安全法」以外の表示

用途、与え方、内容量、成分の項目も「ペットフードの表示に関する公正競争規約」により表示されています。

- 用途
- 与え方
- 内容量
- 成分

4. ペットフード安全法の周知

ペットフード安全法が十分遵守されるよう、法律の施行に先立ち、適切な周知期間を設けるとともに、説明会の開催や事業者向けマニュアル作成により、ペットフード安全法の中で事業者が遵守すべき事項について周知徹底

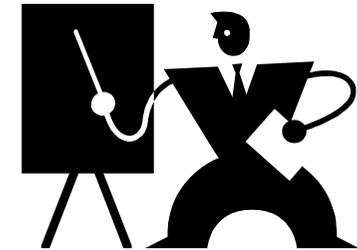
(1) 関係者へ周知するための期間の設定

- 製造の方法の基準及び成分規格：6か月間
(安全性に関わる事項のため、最小限の周知期間)
- 表示の基準：1年6か月間
(パッケージの更新に時間を要するため、パブコメの意見等を踏まえ設定)

4. ペットフード安全法の周知

(2) 説明会の開催

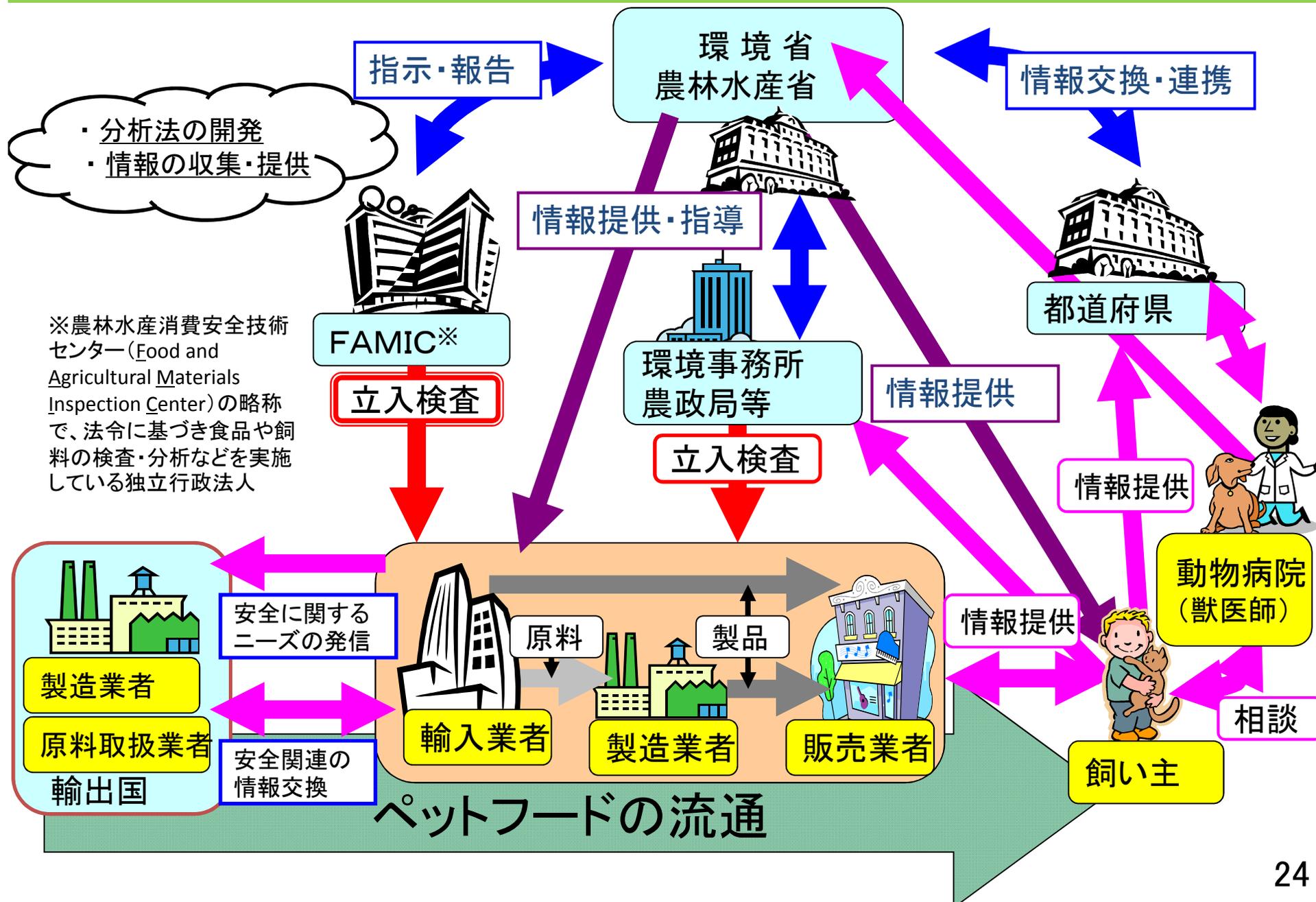
- ・事業者及び飼い主（全国9か所）
- ・流通事業者（東京、名古屋、大阪）



(3) 事業者向けマニュアル等の作成

ペットフード安全法の内容について理解を深めるため、事業者の責務やペットフードの安全確保のための取組事例等をまとめた事業者向けのマニュアル、リーフレット等を作成し、ホームページに掲載

ペットフードの安全確保の体制



5. 指導及び立入検査

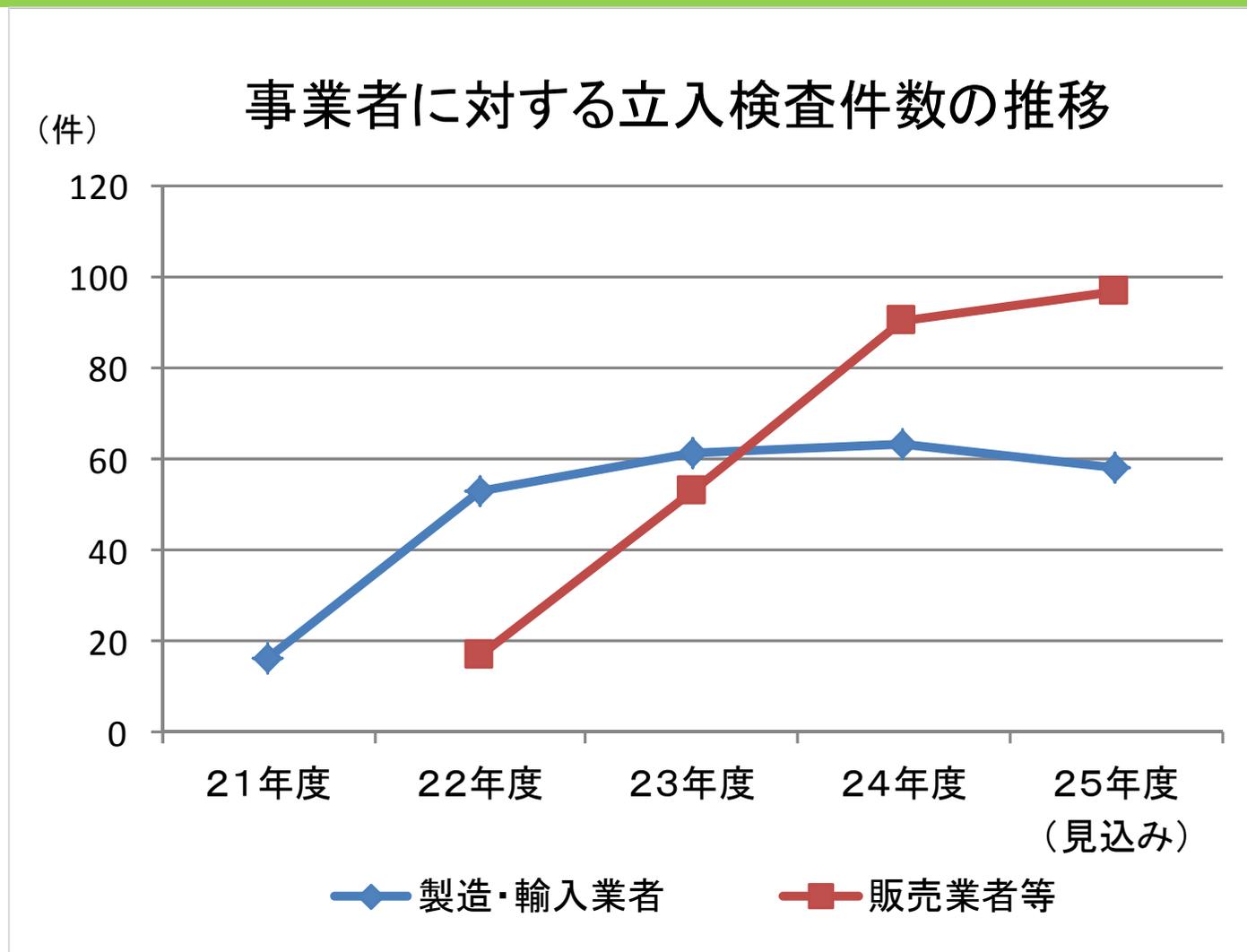
- ペットフード安全法の施行に先立ち、事業者等に対し、届出、帳簿の備付けの義務、基準・規格等、事業者が遵守すべき事項について周知
- その上で、法律の遵守状況を監視し、必要に応じて指導するため事業者に対する立入検査等を実施

5. 指導及び立入検査

(1) 製造業者等に対する指導及び立入検査

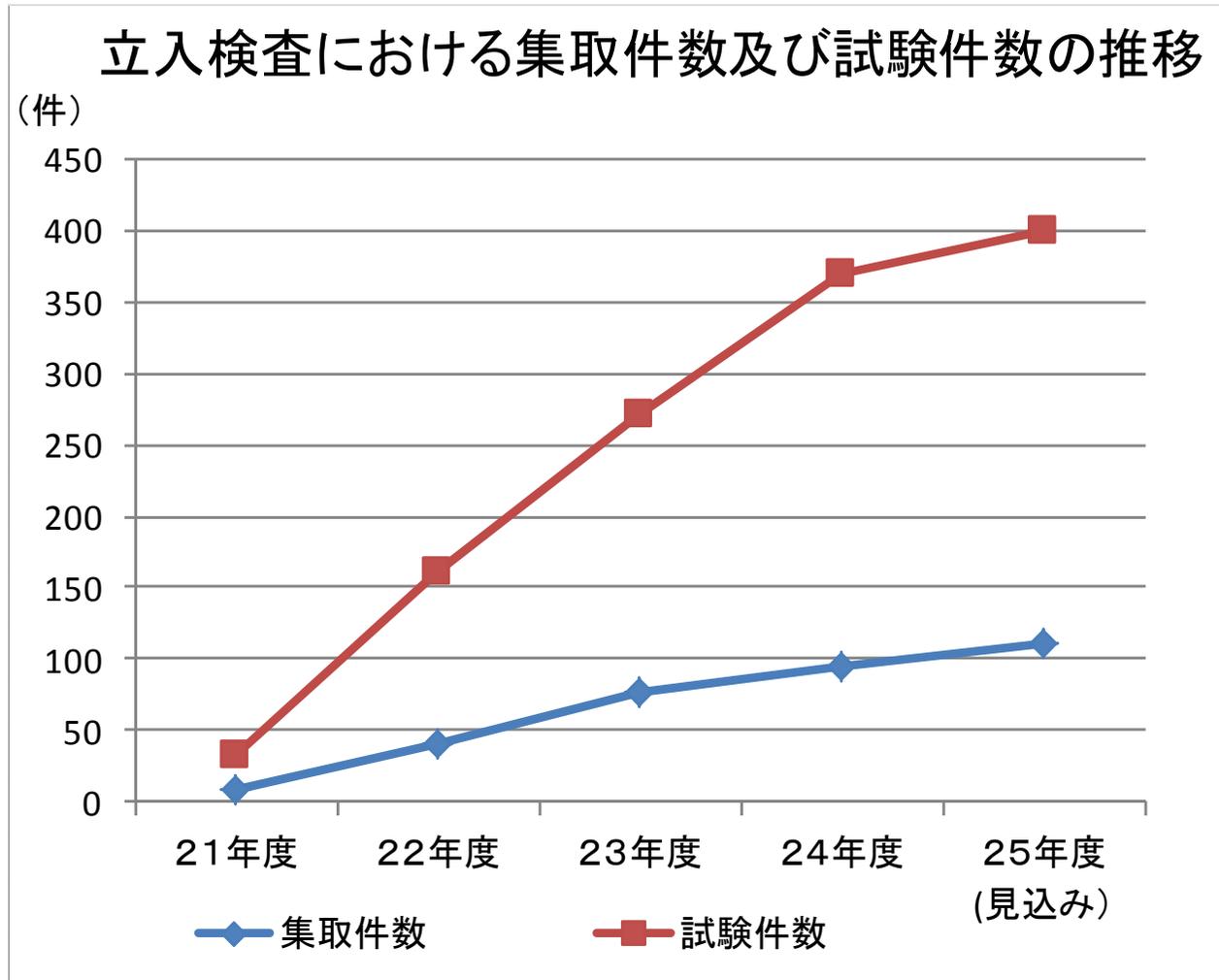
- 集取品の試験検査の結果及び立入検査の実施状況については、農林水産省及びFAMICのホームページで毎月公表
- 平成23年9月に、地方農政局に新たに農政業務管理官を配置し、検査体制を充実
- 成分規格の追加に合わせて検査件数を増加
- これまでの検査の結果、表示の基準違反(原材料の欠如等)はあったものの、健康被害につながるような基準・規格に関する重大な違反はなし

5. 指導及び立入検査



- ・平成25年度は、年間約150件の立入検査を実施予定
- ・これまでの検査で、主に総合栄養食を取扱う大規模事業者(年間取扱量100t以上)に対する立入検査はほぼ一巡

5. 指導及び立入検査



- ・成分規格の追加に合わせて検査件数を増加
- ・平成25年度は、約400件の試験検査を実施予定

5. 指導及び立入検査

(2) 小売店に対する指導及び調査

- 販売段階でのペットフードの流通実態等を確認するため、地方農政局等が小売店に対して、表示・保管状況等を調査・指導
- 表示基準への適合確認を毎年5千件以上実施
- 表示に問題があれば、当該製品の製造業者等を指導

6. 安全関連情報の収集・提供

- ペットフード安全法の制定後、ペットフードの安全関連情報を事業者や動物病院（獣医師）等から収集する体制を整備
- 収集した情報を精査し、ペットフードの安全上の問題が懸念される場合には、業界団体等に緊急情報（アラート）等を発信し、ペットフードの安全を確保する体制を整備

6. 安全関連情報の収集・提供

(1) 情報収集の体制

➤ 事業者からの情報収集

ペットフード協会の危害予見システムにより、会員が収集したペットフードの安全関連情報が国にも提供される体制を構築

➤ 海外からの情報収集

- ・各国日本大使館からの情報提供
- ・各国政府のホームページ

(米国食品医薬品局、EUのRASFF Portal(食品及び飼料に関する緊急警告システム))



6. 安全関連情報の収集・提供

➤ 動物病院からの情報収集

ペットフードに起因すると考えられる健康被害について、動物病院（獣医師）からの事例報告を依頼



➤ 飼い主からの情報収集

ホームページやリーフレット配布を通じて、ペットフードによる健康被害が疑われる場合は、地方環境事務所等に情報提供することを飼い主へ周知し、
情報収集

飼い主向けの説明会等を開催



6. 安全関連情報の収集・提供

(2) 緊急情報(アラート)等の発信

- ・収集した情報を精査し、国内における事故を未然に防ぐためのアラートを事業者や都道府県等に発信
- ・海外でのリコール情報を事業者へ情報提供し、安全上の問題があるペットフードが輸入されないよう指導

健康被害のリスクがある輸入ペットフードの自主回収情報 －米国・サルモネラ汚染関連・情報提供－

日頃より、ペットフードの安全性の確保にご尽力いただき感謝いたします。
アメリカ食品医薬品局（FDA）の平成25年6月18日付け公表による自主回収情報をお知らせします。

【FDAの公表ポイント】

- ・FDAの定期検査でサルモネラが検出されたため、製造者が当該工場に包装された賞味期限が2014年6月10日以前のすべての製品（ドライフード及びおやつ）を自主回収するものです。
- ・対象製品は、アメリカ及びカナダの動物病院やオンライン等で販売されているとの情報です。
- ・これまでのところ、ペット及びヒトでの健康被害の報告はありません。

7. 事業者による自主的な取組

法の施行に合わせ、製造・輸入から卸・小売に至る事業者におけるペットフードの安全確保への気運が高まり、自主的な取組が大きく進展

7. 事業者による自主的な取組

➤ ペットフード協会による取組

- 「安全なペットフードの製造に関する実施基準」の制定・普及

関連法規の遵守、製品安全管理・衛生システムの構築、トレーサビリティの確保等に関する事業者の自主基準を制定

- ペットフード表示のための添加物便覧の発行

ペットフードの製造に使用される添加物の名称や用途を整理し、表示される名称を統一した添加物便覧を発行

7. 事業者による自主的な取組



- ペットフード安全管理者認定制度

法第3条(事業者の責務)を受け、関係事業者を対象に、ペットフードの安全確保に係る知識・技術を習得するために創設された資格認定制度

- ペットフード販売士認定制度

販売員を対象とした、ペットフードの栄養、取扱い及び管理等に関する知識について、販売の際に正しい情報を提供することを目的とした資格認定制度



資格取得のための
専門家による講義

7. 事業者による自主的な取組

- ペットフード公正取引協議会によるペットフードの表示に関する公正競争規約の普及
 - 試買検査会
公正取引協議会、都道府県の景表法担当者、公正取引委員会及び消費者モニターが年2回、約130製品を全国の量販店から買い上げ、表示について確認及び指導
 - 講習会の開催
ペットフードの表示に関する講習会を開催

7. 事業者による自主的な取組

➤ その他の取組

- ペットフード／ペットマナー検定

ペットフード協会による、一般の飼い主を対象とした、ペットフードについての正しい知識、飼い主としてのマナーを身につけるための検定試験



- 各種講演、講習会の開催

- ① ペット用品の国際見本市（インターペット）における法に関する講演
- ② ペットフード公正取引協議会が主催する講習会における法の周知等

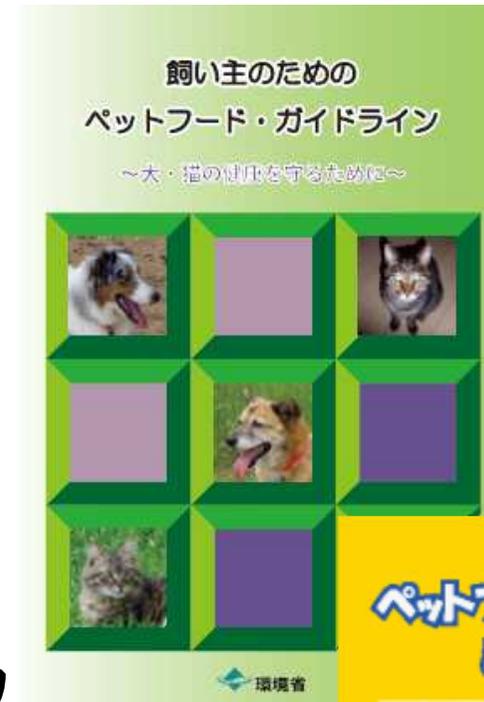


(参考)有識者から頂いた主なご意見

- ペットフード安全法はうまく機能しており、問題はないが、今後も法令遵守の徹底を図る必要がある。(動物病院)
- 飼い主は、安全が確保されたペットフードに安心感を持つようになった。(動物病院)
- 業界内でも負担は増したが、ペットフードの安全確保に対する意識が高まった。(製造業者)
- 飼い主や事業者に対する安全性情報の周知方法について、さらなる工夫が必要ではないか。(製造業者)
- 特に中小事業者を対象にした説明会等の普及啓発活動が必要ではないか。(動物病院)
- 今後、ペットフードでもHACCPの導入等を考えていく必要があるのではないか。(大学関係者)

8. 飼い主への普及啓発

適切なペットフードの選び方やその与え方についての普及啓発のため、パンフレット、ポスター、DVDの作成のほか、講演会やシンポジウムを開催



8. 飼い主への普及啓発

PET FOOD

知って納得! ペットフードの表示

正しい表示の見方を理解して ペットの健康と安全を守ろう



● 2010年12月より、ペットフードの表示が義務化されました ●



「ペットフード安全法」により
犬・猫用ペットフードの
「5つの表示」が義務になりました!



● パッケージの表示を見てみよう! (パッケージの表示内容は製品によって異なりますのでご確認ください。)



● 「ペットフード安全法」ってなあに?

以前アメリカで有害物質が入ったペットフードを食べてとらえた犬や猫が亡くなった事件があったんだよ。そこで政府は「ペットフードの安全を確保することが、動物家畜に不可欠」と考え、「安全な動物用原料の安全性の確保に関する法律」(動物「ペットフード安全法」)をつくったんだ。この法律では、有害物質が入ったフードの製造・輸入の禁止はもちろん、飼い主さんたちがペットフードを購入して購入できるようにパッケージの表示の義務づけなども定められたんだ。

● ペットフード安全法の対象になるものは?

栄養供給を目的として犬用と猫用のペットフードで、店頭などで販売されているものすべてが対象です。用途で分類すると下記の3つ、目的にあったペットフードを選びましょう。

<p>● 総合栄養食</p> <p>犬と猫に必要な栄養成分がすべて含まれており、栄養供給を目的とした総合栄養食です。</p>	<p>● おやつ</p> <p>おやつ・スナック・間食 嗜好性が高く、おやつ、しつこくおやつなどとしても使えます。</p>	<p>● その他の目的食</p> <p>一般食(おかしタイプ)・獣食 嗜好性が高く、動物療法などを目的としたフードです。</p>
---	--	---

※ 総合栄養食: ペットフードは、動物用医薬品以外の成分を含有している製品は認められていません。

● パッケージの表示は購入時にしっかり確認を!

ペットフードの表示には、「ペットフード安全法」で義務化された項目はありますが、それ以外にも大切な情報が載っています。それもしっかり確認して、購入しましょう。

- 犬用? 猫用? → 「名称」を確認
- どの原材料が使われている? → 「原材料名」を確認
- 賞味期限が長い? → 「賞味期限」/「内容量・与え方」を確認
- どの国で生産されている? → 「産地」を確認
- どのメーカーで生産されている? → 「製造者名・住所」を確認



原材料については3-4ページ、与え方については5ページをチェック!

8. 飼い主への普及啓発

飼い主向けのDVDを作成し、自治体や関係団体等へ約4,000枚配布（平成21年度）



9. 今後の対応方向

1. 情報収集と必要に応じたリスク管理措置の検討
科学的知見の収集を進め、新たなリスクが認められた場合には、基準・規格の設定も含め適切なリスク管理措置を検討
2. 事業者への立入検査及び事業者による自主的な取組の支援
中小事業者に対する立入検査を強化、事業者による自主的な取組の支援
3. 事業者への法の周知徹底及び安全関連情報の提供
ブロック単位で説明会を開催し、法の具体的な内容等を周知徹底するとともに、ホームページ等を用いて安全関連情報を迅速に提供
4. 製造工程に関するガイドラインの整備
製造業者におけるペットフードの安全確保の取組を推進するため、製造工程に関するガイドラインを整備、周知
5. 飼い主への普及啓発
引き続き、適切な飼養等に関する普及啓発を推進